

令和3年第1回定例会

北本市総務文教常任委員会会議録

令和3年 3月 8日 開 会

北 本 市 議 会

## 総務文教常任委員会

1. 開会年月日 令和3年3月8日(月) 午前 9時00分
  2. 出席委員 今 関 公 美 委員 長            岡 村 有 正 副委員 長  
                 中 村 洋 子 委 員            桜 井     卓 委 員  
                 大 嶋 達 巳 委 員            保 角 美 代 委 員  
                 黒 澤 健 一 委 員
  3. 欠席委員 なし
  4. 説明のため出席したもの  
                 新 井 信 弘            行政経営部長            佐 藤 慎 也            行政経営課長  
                 田 辺     朗            総 務 部 長            加 藤     浩            総 務 課 長
- 事務局職員出席者  
                 古 畑 良 健            主            幹

開議 午前 9時00分

○今関公美委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

議事に入る前に、委員会の傍聴について申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、北本市議会委員会条例第16条第1項に基づき、議員を含め、3人を上限として、傍聴を許可することといたしますので、御了承ください。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時00分

○今関公美委員長 休憩を解いて再開いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

本委員会に付託されました案件は、議案4件です。

委員の皆様の慎重なる審査をお願いいたします。

日程第1、議案第9号 北本市職員のサービスの宣誓に関する条例及び北本市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についての審査を行います。

既に議案調査等で説明は終了していますので、早速審査に入ります。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

黒澤委員。

○黒澤健一委員 今回は、1条、2条ということで、職員及び学校県費負担教職員のサービスを改正する条例でございますけれども、条例改正に至る根拠、理由を説明いただきます。

それと、議案説明の中では、押印欄の削除というようなことで説明をいただきましたけれども、この押印欄を削除する根拠についてお示しをいただきます。多分、国の法律とか、その改正でなっていると理解しておりますけれども、そんなに質問がないでしょうから、確認の意味で質疑をさせていただきます。

それから、件数ですけれども、991分の750という数字が議案審議のとき報告をされておりますけれども、この廃止する自治体の数等については、どの程度変化しているか、確認できましたら数字をお願いしたいと思います。

以上、3点お願いいたします。

○今関公美委員長 佐藤課長。

○佐藤慎也行政経営課長 北本市職員のサービスの宣誓等に関する条例及び教職員の条例から押印欄を廃止する根拠でございますけれども、基本的には、先ほど黒澤委員もおっしゃいましたけれども、国のほうで押印見直しマニュアルというのを定めてございます。

また、本市におきましても、押印の見直しガイドラインというのを令和2年11月19日に制定をいたしまして、本人確認が必要ないもの、もしくは、本人確認が別のもので確認できるものにつきましては、押印を見直すというガイドラインを作成させていただきまして、それに基づ

いて、条例の改正を行うものでございます。

また、押印をしなくてもよいのかという、根拠ということでございますけれども、こちらの2つの条例においては、第2条第1項において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないとしておまして、押印についてもともとと言及をしているものではございません。また、本人確認につきましては、基本的に目の前で署名をさせるため、押印による本人確認の必要はないというような状況で、押印のほうを削除というような形の経緯に至りました。

また、件数でございますけれども、すみません、自治体と申しましたでしょうか。

〔発言する人あり〕

○佐藤慎也行政経営課長 本市におきまして押印を必要とする事務の総数、調査いたしましたところ、991件ございました。そのうち、750件が見直しに当たりまして、令和3年1月26日現在で75.68%というような形で押印の廃止を行っております。

また、こちらにつきましては、国の上位法令等が変わる場合もございますので、それにつきましては、弾力的に順次押印を見直していくというような方針でいく予定でございます。

以上でございます。

○今関公美委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 どうも丁寧な説明、ありがとうございます。

本人確認の方法が押印という意味ではなくて、それは削除しても対応できるというようなお話

ですが、住民課は単刀直入に関係ないのか、そちらのほうはどこで聞けばよろしいんでしょうかね。

例えば、言いたかったのは、住民課に行って、本人確認の免許証を出してくれとか言っているけれども、それってありなのかなというの、いつも思っているんですよ。まず、市役所で本人の登録があって、その登録に基づいて本人確認しているわけだから、それに基づいて、例えば運転免許証やなんかは、ここで申請しているわけでしょう。だから、そういう……

○今関公美委員長 黒澤委員、すみません。

○黒澤健一委員 そういうところは、こういった部分では、確認する必要はないのかどうかというのはどうなのかなというのは疑問に思ったものですから。

適当に答えて。

○今関公美委員長 答えられますか。

お願いします。

佐藤課長。

○佐藤慎也行政経営課長 押印の廃止につきましては、先ほど申し上げたように、もともと国で求めているもの、例えば住民基本台帳法ですとか、そういったものの中で押印が必要であるというようなものにつきましてはそのままという形になってございます。上位法令が改正されれば、問題なく押印廃止。

また、こちらにつきましては、各課で本人確認の方法等、ほかのもので代替できるものかどうかというのを検討しておりますので、検討が

済めば、順次というような形になろうかと考えてございます。

以上です。

○今関公美委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 検討中ということですので、ぜひ、適切な判断をできるように希望をさせていただきます。

以上、終わります。

○今関公美委員長 ほかに質疑ございますか。

保角委員。

○保角美代委員 関連でなくて申し訳ないんですけども、この今回の議案以外で、これは、北本市役所の中、庁舎内の手続の中だけなのか、先ほど991件ということですね、例えば指定管理の中でそういう、押印を必要とするものがあるのかなと思うのですが、その辺はまだ全然及んでいないという理解でよろしいですか。

○今関公美委員長 佐藤課長。

○佐藤慎也行政経営課長 こちらにつきましては、市の中だけなのかというところがござい

ます。まずは、市のほうの各部門にこちらのほうから、先ほど申し上げた押印のガイドライン等を周知いたしまして、各課でできるもの等につきまして挙げさせていただいております。例えば、指定管理者でいいますと、指定管理者の申請などは多分押印がいらないだろうと、要するに候補者の選定委員会のときですね、そういったものは話が出ておりますけれども、また、そちらの課のほうから、各指定管理者には、こうい

った方針があるのではということ周知をさせていただいておりますので、順次見直しというような形になろうかと考えてはございます。

○今関公美委員長 保角委員。

○保角美代委員 ってなりますと、具体的には、まだ、いついつまでに見直しかけるとか、そういうスケジュール的なものがあるのかというのがありますか。

○今関公美委員長 佐藤課長。

○佐藤慎也行政経営課長 具体的には、一旦、昨年末までで洗い出しを終えて、可能なものとしたしましては、一括の改正で、先ほど申し上げました750件の見直しを行っております。その後、先ほど申し上げたように法令の改正、また、その後状況等が変わった場合の変更というのは、特にいつまでと期限を持たせず、可及的速やかにというような形で各課には申し上げているところでございます。

以上です。

○今関公美委員長 保角委員。

○保角美代委員 私、文化センターでコロナの関係で返金をさせていただくという、会場費を返金させていただく機会があったんですよ。それで、そのときに、お金のことなので、身分証明を持って本人が来ることとサインをすることと必ずシャチハタでない印鑑を持ってきてくださいと言われて行ったんですが、このガイドラインっていうのかな、市の職員がやっているそのガイドラインの部分と指定管理になると、どこまでというのがすごく曖昧というか、分からないの

で、ぜひ、それについては、見解があればあれ  
ですけれども、要望もいたします。しっかりや  
っていただきたいなと思います。

以上です。

○今関公美委員長 ほかに質疑ございますか。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 押印の廃止について、900を超  
える対象のうち、750件の見直しをしたという  
ことで、これは既に取り組んでいるものと理解  
するんですけれども、実際にこの廃止をしたと、  
もう僅かな日数しかたっていないかと思いき  
ますが、実際の効果等についてはどのように理解を  
されているのか、お尋ねします。

○今関公美委員長 佐藤課長。

○佐藤慎也行政経営課長 全体の話は、本条例と  
は変わるかもしれませんが、現在、新型コロナ  
ウイルスの関係で、とにかく非接触、できるだ  
け、事務の手間をなくすようにというような形  
でもございますので、徹々たるものですが  
も、その押印についての時間は短縮できている  
かなと。また、例えば市民の皆様が来て、判こ  
を忘れたということで手続できなかったとい  
うような御不便については、ある程度解消でき  
ているかなと考えているところでございます。

以上です。

○今関公美委員長 ほかに質疑ございますか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたし  
ます。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○今関公美委員長 ないようですので、討論を終  
結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号 北本市職員の服務の宣誓に関す  
る条例及び北本市立学校県費負担教職員の服務  
の宣誓に関する条例の一部改正について、本案  
に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○今関公美委員長 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきもの  
と決定いたしました。

日程第2、議案第10号 北本市都市計画審議  
会条例の一部改正についての審査を行います。

既に議案調査等で説明を終了していますので、  
早速審査に入ります。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

黒澤委員。

○黒澤健一委員 この都市計画審議会って何です  
か、説明していただきたいと思います。

それと、都市計画審議会、開催したことがあ  
るのかないのか。別になければ、そのままでも  
いいのかなとは思いますが、市の組織変更でそ  
のように変えたいという希望で提出されている  
わけですから、その状況について御説明をいた  
だきたいと思います。

以上。

○今関公美委員長 佐藤課長。

○佐藤慎也行政経営課長 都市計画審議会は、都

市計画法により定められておるものでございます。もともと都市計画は、物理的な都市の将来の姿を決めるものでございまして、各行政機関や住民の利益調整し、さらに利害関係人の権利、利益を適正に保護する観点が必要ということから、都市計画法におきまして、学識経験者の第三者から成る都市計画審議会を設置の上、調査・審議しなさいと定められている機関でございます。

なお、こちらの開催実績でございますけれども、令和元年につきましては、1回、2月27日に開催をさせていただいております。その際は、いわゆる都市計画マスタープラン改定案について等でございます。平成31年は2月26日に1回、こちらは、生産緑地地区の変更、平成30年は2月7日に1回、こちらも生産緑地地区の変更等ということで、年におおむね1回程度開催されていると聞き及んでございます。

以上です。

○今関公美委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 具体的な中身に入っちゃうと、担当課ではないので大変失礼だとは思いますが、これも、何名で構成して、会議年1回、組織があるから開会しているのかとか、具体的にこの都市計画審議会に対応した案件というのはないのかどうか。例えば、都市計画、具体的になっちゃうと、これ、委員長に怒られるから、こちら辺までにおきますけれども、それについてはどうでしょう。

○今関公美委員長 何名かに対応した案件でよろ

しいですか。

○黒澤健一委員 そう。

○今関公美委員長 佐藤課長。

○佐藤慎也行政経営課長 委員の人数でございますけれども、こちらは、12名で構成をさせていただいております。また、年1回の開催につきましては、必ず生産緑地地区の変更ということで開催してございます。

また、対応ということでございますけれども、例えば北本市都市計画マスタープランの改定等におきまして、御審議を行っていただいているものと認識してございます。

以上です。

○今関公美委員長 ほかに。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 この条例の一部改正、元が組織機構の変更により、今までありました都市計画課が都市計画政策課と名称が変更になったことによるものと理解しておりますけれども、組織変更した理由については、総括質疑等でもう聞いたと思いますけれども、そういったことで説明がありますのでそれは理解できます。

その上で、今回都市計画政策課となったわけですが、それは、都市計画課と建築開発課が一緒になったと。その新しい名称には、都市計画という名前残っていますけれども、建築開発という名前がなくなって、それは、政策という部分が表すのかなと思われるんですけれども、名は体を表すという言葉もありますが、組織名称、これは大事なものだと思います。都市

計画課と建築開発課が一緒になって、都市計画政策課となるに当たって、どのような議論がされて、なぜこのようになったのかについて、お尋ねします。

○今関公美委員長 佐藤課長。

○佐藤慎也行政経営課長 こちらの都市計画政策課の名称決定に至るまでの理由等でございますけれども、本市の抱える人口減少・少子高齢化、などの問題を踏まえて、土地利用、また、都市施設の整備及び市街地開発といった都市づくり、こちらの観点から、これに対処する政策を立案して、計画の方針を打ち出していく、いわゆる政策でございます。こちらについて、積極的に取り組んでいってもらうと、こうした思いを込めて、あえて都市計画政策課という課名を冠するという議論がございまして、そのような名称になっている次第です。

以上です。

○今関公美委員長 ほかに質疑ございますか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○今関公美委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第10号 北本市都市計画審議会条例の一部改正について、本案に賛成の委員の挙手を求

めます。

〔挙手全員〕

○今関公美委員長 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時26分

○今関公美委員長 休憩を解いて再開いたします。

日程第3、議案第11号 北本市職員の給与に関する条例の一部改正についての審査を行います。

既に議案調査等で説明は終了していますので、早速審査に入ります。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

黒澤委員。

○黒澤健一委員 議案第11号の条例の中で第2条で第1項中、宿日直手当を管理職員特別勤務手当に改めるとなっておりますが、この宿日直手当、今まで支給していたのかどうかを含めて、改める根拠について御説明をお願いします。

それから、その下に17条を次のように改めるということに条文として成っておりますが、旧の17条と今回の17条の差異、違いを説明していただきたいと思います。

取りあえず、それ、2つ。

○今関公美委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 旧の第2条、宿日直手当につきましては、平成元年1月にもう既に改正し



ておりまして、宿日直手当の根拠が17条に規定されておりました。平成元年のときに改正されておりましたので、もう宿日直手当の支給の実績はございません。17条の削除については、先ほど述べさせていただいたとおりに宿日直手当の規定の根拠を規定しておりました。それをそのときに削除したものになります。

今回新たに17条としまして、管理職員特別勤務手当の創設の規定を網羅させていただいたものです。

以上です。

○今関公美委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 今答弁によりますと、17条は、平成元年に改正をしたということで、その実績はないということがございますけれども、あれから3年、この条文としてはこのまま残っていたということなんですか、それとも、本来は、改正した時点で宿日直手当というものを廃止するんだということであれば、そのときの手続に何らかの瑕疵があったと理解、認識してよろしいのでしょうか。その辺についてはいかがでしょうか。

17条に関しては、宿日直手当の部分だということで、17条が条文だとされているということについては理解をさせていただきます。

以上で、1点だけ、それに関して、1つお願いいたします。

○今関公美委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 第2条の宿日直手当につきましては、平成元年のときに本来であれば削除

するべきだったと考えております。

以上です。

○今関公美委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 削除すべきだったということがおかしいなと思います。本来は削除すべきであったと、しなくて大変申し訳なかったとか、その続きがあるのではないのかなと思うんですが、その続きについてはどうお考えですか。

○今関公美委員長 田辺部長。

○田辺 朗総務部長 お話のとおり、第17条で宿日直手当を平成元年に、業務がなくなったということで削除されたんだと思いますけれども、あわせて、2条の中での手当の規定については、今課長のほうからお話ししたとおりに、手当がなくなったわけですから、削除すべきだと思います。大変、そういう意味では、改正漏れがありまして御迷惑をおかけし、申し訳なかったと思います。

以上です。

○今関公美委員長 ほかに質疑ございますか。

桜井委員。

○桜井 卓委員 それでは、宿日直手当の廃止について今経緯を聞きましたので、この新しい管理職員特別勤務手当の内容について、改めて確認をしたいと思います。

1つは、この手当を創設したその背景となるものです。

それから、もう一つ、2つ目が近隣の自治体の状況ですね、手当の有無、あるいは金額。

それから、3つ目として、この手当の額、条

例では、1万2,000円と6,000円、それから100分の150という数字が出てきます。このあたりの数字の根拠となるもの、なぜこういう金額、あるいは割合にしたのかということをもまず1回目ではお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○今関公美委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 こちらの管理職員特別勤務手当の創設についてなんですけれども、もう既に平成3年度におきまして人事院からの勧告をされていまして、県とか、地方公共団体について、制度化の勧告がなされておりました。

なお、この時期に創設する根拠ですけれども、最近、自治体における業務は多種多様化しております。さらに新型コロナウイルス感染症に関する業務や地震・災害等の対応における管理職員の土曜・日曜・夜間における業務の必要性が予想されております。これらの背景から、この制度を構築したいと考えたものでございます。

なお、この制度を導入している自治体についてなんですけれども、さいたま市、上尾市、桶川市、行田市、加須市等、23の自治体で既に構築化されております。

金額についてですが、上尾市、行田市、飯能市、加須市等におきましては、国と同額になっております。川越市、東松山市、富士見市、八潮市等につきましては、埼玉県と同じ金額を創設しております。

なお、条例で規定をしております上限金額につきましては、県内の市町村全て、埼玉県も含

めてですが、国と同額を条例上に規定しております。

北本市の根拠につきましても、国の人事院勧告、国の法案で規定されている金額と同額となっております。

以上です。

○今関公美委員長 桜井委員。

○桜井 卓委員 ありがとうございます。

今の話で1点目、創設の背景としては、私の聞き間違いではなければ、平成3年に人事院勧告があったということなんですけれども、平成3年っていうと、阪神淡路大震災よりも前ですよ。その後これだけいろんな出来事があったわけですね、大きな地震もあり、北本市における水害に近いものもあり、その中で、もう30年近く前のお話を背景として挙げられるというのは違和感があるのですけれども、ここ最近において何か別の動きとかがあって、今のタイミングで提案されたのでなければ、ちょっと理由にならないと思うんですけれども、改めてお伺いをしたいというのがまず1つ目です。

それから、条例上の金額に関しては、国の人事院勧告と同額ということで、県内どこの市町村も、あるいは県でもその金額で定めている。ただ、実際のところ、恐らく規則のほうで細かく、定める金額についてはばらつきがあるということだと思うんですけれども、北本市において規則で定めようとしている金額について、説明をしていただきたいと思います。

○今関公美委員長 2点。

加藤課長。

○加藤 浩総務課長 昨年度、台風19号におきまして、各近隣の市町村におきましても、夜間や休日において管理職員が出勤されるケースがございました。特に管理職員が災害時に出勤しないと、指揮命令系統が確立されていない形になりますので、若手職員が適切に対応することができないというところがございます。そのため、この管理職員特別勤務手当を各自治体、管理職員に適切な指揮をして、行動をしていただくという観点で、こちらの制度をうまく構築して、運用されていたという話を聞いております。

昨今、新型コロナウイルスの関係でもそうなんですけれども、定額給付金、こちら、一定の期間、市民に対して住民サービスを低下させないようにするために、新型コロナウイルスの定額給付金を速やかに支給するために、管理職員に率先して業務に遂行していただいたというケースも聞いております。その観点からも含めて、こちらを制度化したいという判断させていただきました。

あと、規則に定める金額についてです。週休日・休日におきましては、8給職につきましては9,000円、7給職につきましては8,000円、6給職につきましては7,000円、5給職については6,000円と考えております。平日の夜間につきましては、8給職6,000円、7給職5,000円、6給職4,000円、5給職3,000円を予定しております。

なお、週休日・休日につきまして、6時間を

超える場合、規則に委任されている事項として、6時間を超える場合につきましては、8給職1万3,500円、7給職1万2,000円、6給職1万500円、5給職9,000円も規則で定める予定となっております。

以上です。

○今関公美委員長 桜井委員。

○桜井 卓委員 ありがとうございます。

規則で定める金額の内容については、ここでは踏み込み過ぎだと思うので、1つだけ聞いておきたいんですけども、どこの自治体も同じように、条例で定めているのは国の金額なんだけれども、規則において、このような時間ごと、あるいは区分によって、細かく設定をしているというような定め方をされているのでしょうか。条例の中で、このぐらいの時間だったら幾らとか、この時間を超えたら幾らとかという定め方をしている自治体はないという理解でよろしいでしょうか。

○今関公美委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 どこの自治体も本市と同じように、週休日、あと休日においては、1万2,000円、夜間におきましては6,000円と。本市におきます17条の3項の1号で、ある一定の時間を超えた場合には100分の150という規定も、他市町村、県も含めてですけれども、足並みをそろえさせていただいているところでございます。

以上です。

○今関公美委員長 ほかに質疑ありますか。

中村委員。

○中村洋子委員 この出勤の状況は、どういう形で把握するのでしょうか。

○今関公美委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 出勤が必要だった部署と総務課で予算を設けさせていただいておりますので、厳選に適切に支給できるような業務かどうかをこちらの総務課のほうで審査をさせていただいた上で支給を判断させていただければと考えております。

○今関公美委員長 中村委員。

○中村洋子委員 震度5以上の地震が来たときに自分の自己判断で市役所に集まろうと、結集した。そして、その中で生まれた仕事について、指揮命令で動いたという状況は現実にあるかと思えますよね。そういうときにタイムレコーダーとか、出勤簿とかというのは、各課の中でどういう形で動いているのか、見えないんですが、後で査定するという形になるのか、その場所で、何課は今回は大丈夫だから帰ってくださいとかという指揮まで、範囲としてなるのでしょうか。

○今関公美委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 震度5以上であれば、災害対策本部の命令に基づきまして、職員が出勤体制が取られると思います。その状況を、上司の命令に基づいて出勤された状況が業務として市としては把握ができていますので、その報告を総務課にいただいて、適切であれば、支給をさせていただきたいと考えております。

○今関公美委員長 ほかに。

保角委員。

○保角美代委員 管理職員特別勤務手当に該当する職員の人数と、あと、来年度予算に予算を持っているということでしたので、予算にどのように影響されるのかをお伺いします。

○今関公美委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 令和3年1月1日現在、部長職で10人、副部長級で6人、課長級で25人、主幹級で63人、合計104人が在籍しておりますので、今の現在の人数でいくと、104人が管理職員特別勤務手当の支給対象となると考えております。

なお、管理職員特別勤務手当の予算につきましては、当初予算の61ページに一般管理費、一般管理費に管理職員特別勤務手当を40万円計上させていただいております。

以上です。

○今関公美委員長 保角委員。

○保角美代委員 ありがとうございます。

40万円を計上したということですが、その積算根拠を教えてください。

○今関公美委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 昨年10月に発生しました台風19号における災害対応をした職員を根拠にしております。

なお、そのときの対応職員数につきましては、27名になっております。2日間出勤しておりますので、週休日、土曜・日曜のことを週休日と言いますが、週休日に出勤した人数を根拠にさ

せていただいております。

以上です。

○今関公美委員長 ほかにありますか。

よろしいですか。

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○今関公美委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第11号 北本市職員の給与に関する条例の一部改正について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○今関公美委員長 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

日程第4、議案第12号 北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての審査を行います。

既に議案調査等で説明は終了していますので、早速審査に入ります。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

桜井委員。

○桜井 卓委員 先ほどの議案と同じになりますけれども、手当を創設された背景ですね。

それから、2番目として、近隣の自治体の状

況、3番目として、この手当の額の根拠について教えてください。

○今関公美委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 近年におきまして、地震や台風などによる災害の発生が多くなって、職員の出勤することが非常に多くなっております。今年も地震が発生しましたとおり、近年、災害が多発しておりますので、近隣の状況も踏まえて、こちらの手当を創設させていただくものでございます。

県内における他市の導入状況についてですが、鴻巣市、上尾市、羽生市、狭山市、久喜市、蓮田市などの23の自治体で導入されております。

なお、この他市における特殊勤務手当の額につきましても、県内のほとんどの自治体で500円、または600円と定めているのが現状でございます。

以上です。

○今関公美委員長 根拠。

○加藤 浩総務課長 はい。

あと、こちらの手当の根拠についてですけれども、支給の要件としまして、国や県から災害発生現場への出動要請があり、現場へ対応した職員についてもこの手当を支給することとしております。このため、法律に基づきまして、他市町村との手当の均衡を図り、なるべく差がないようにということの趣旨の規定がございます。同じ災害現場に行ったのにもかかわらず、他市の市町村と金額に大きな差異が生じないようにするために、先ほど御説明した他市にお

いて500円、600円等が多かったものですから、500円と設定させていただきました。

なお、本市におきまして、特殊勤務手当の条例で規定されているほかの手当につきましても、ほぼ1回500円と規定しているものも多くございますので、その辺りも加味して、500円と条例上規定させていただきました。

以上です。

○今関公美委員長 桜井委員。

○桜井 卓委員 ありがとうございます。

この手当に関しては、ほかの通常の給料だったり、時間外手当だったり、とは別に支給されるということで、そんなに大きな金額になっていないのかなとは思いますが、まず、1つは、国のほうからは、あまり自治体間で差がないようにと言っておきながら、実際のところは、500円のところと600円のところがあるという差が出ているわけで、そこで、なぜ500円にしたのかなというのは、先ほどのほかの手当の均衡ということなのかなと思うんですが、そこに何か、500円か600円かというところで、500円にした理由がもしあれば教えてもらいたいということと、もう一つは、この新旧対照表では、ほかの手当に関しては、みんな略されているので分からないのですが、北本市では、ほかにどのような手当があって、どのくらいの金額を支給することになっているのかについても教えてください。

○今関公美委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 金額についてですけれども、

先ほど御説明させていただいたとおり、本市における特殊勤務手当の条例で規定している金額につきましては、1回につき500円と規定しているものが多いというところがございます。業務内容について、もちろん差異はあるんですけども、一応その条例の状況、あと、他市の状況も含めて、500円と規定させていただいたものになります。

あと、特殊勤務手当の種類につきましては、条例上に規定されておりますが、感染症防疫作業手当、変死人の取扱手当、保健福祉業務手当、現場業務手当、廃棄物処理業務手当、また、新たに今年度創設させていただきましたが、感染症防疫作業手当の特例としまして、新型コロナウイルス感染症に関する作業を行った職員に対しても手当ができるように条例では明記させていただいております。

以上です。

あと、金額につきましては、感染症防疫作業手当につきましては、1日1,000円以内と条例で定めております。変死人の取扱手当につきましては、1件5,000円以内。保健福祉業務手当につきましては、月額4,000円以内、現場業務手当、ごみの汚泥の収集に関する手当につきましては、月額2,000円以内、公園・マンホール・下水道の維持管理に関する業務を行った職員につきましては、1日500円以内、廃棄物処理業務手当のうち、一般廃棄物一時保管所で勤務する職員につきましては、1日につき500円以内、犬・猫等の死体処理の業務に携わった職

員につきましては、1件につき300円以内と定めております。

また、新型コロナウイルス感染症に関する業務を行った職員につきましては、1日につき3,000円、ただし、患者やその疑いのある者の身体に接触して、長期間にわたって作業を行った職員につきましては、1日つき4,000円と定めております。

以上です。

○今関公美委員長 ほかに。

黒澤委員。

○黒澤健一委員 この第8条の災害業務手当は、災害対策本部等の命令に基づき、従事した職員に支給するという条文になっておりますけれども、まず、災害対策本部の命令、これを発出するという発出者はどういう人を規定しているのか、「等」を含めて、発出者の規定について説明をお願いします。

あと、発出する根拠は、どういう災害を想定しているのか。これについてはどうでしょうか。

それから、さっき答弁の中で市の職員が、市の中のみならず、他市への出勤も条件にしているというようなお話がありましたけれども、この関係については、再度確認させていただきたいと思いますが、それで間違いないのかどうかということでございます。

それと、非常に難しいお話なんですけれども、例えば災害対策でボランティアの人が来て、一緒に仕事をすると。ボランティアは、言い方悪いかもしれないですけども、無給ですよ。

市の職員は、この手当が後日支給されるということで、ボランティアと市職員との格差があるということは、これは、現在のところやむを得ないという状態で認めているのかどうか、これについてはどうお考えか、お示しいただきたいと思います。

以上。

○今関公美委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 地域防災計画に基づきまして、本市の区域に震度5強以上の地震が発生したとき、あと、東海地震予知情報が発表されたときに災害対策本部が設置されることとなっております。もちろん、命令につきましては本部長からの命令になります。

〔「だから、誰だっていうの」と言う人あり〕

○加藤 浩総務課長 本部長につきましては、市長となります。

また、国や県からの災害発生現場への出勤要請も、こちらの条例の対象業務となっております。なお、この条例で対策本部等の「等」につきましては、市長を想定しております。

国や県からの災害発生現場への出勤要請につきましては、市長に対して要請がございますので、北本市長が職員に対して、災害現場への出勤命令をすることとなっております。

あと、ボランティアとの関係でございますが、一応こちらのほうの条例につきましては、職員が著しく危険な勤務を行うケースの場合に手当を支給することとしております。ボランティア

との関係につきましては、この手当の対象外とさせていただきます。条例では、職員のみを規定するものとなっております。

あと、他市の派遣状況につきましては、令和元年度におきまして、埼玉県市町村人的相互応援制度に基づきまして、坂戸市へ職員の派遣を行っております。期間につきましては、10月23日から26日、28日から30日まで派遣を、坂戸市三芳野公民館へ職員を2名ずつ派遣しております。

あとは、災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定に基づく東松山市への職員派遣を10月21日から29日まで、災害廃棄物仮置場管理業務支援としまして、職員を1名ずつ派遣しております。

以上です。

○今関公美委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 この第8条の災害業務手当は、今説明によりますと、国や県が大規模地震のみのような答弁をいただいたんですが、補足的に、答弁した中で、例えば廃棄物であちこちに支援で職員を派遣したとかいう、それを派遣する条文は、どこに位置づけられているんですか。

それから、この災害対策本部等ということで1回目に聞いたんですけども、「等」はなんぞやということについての答弁がないようですので、これについては、御説明をお願いします。

○今関公美委員長 市長。

○黒澤健一委員 いや、災害本部の長は市長です、多分市長なんだろうと思うけれども、「等」と

いうのは何かということだということ、この「等」についてはどういう意味ということ。

[発言する人あり]

○黒澤健一委員 そうではない市長もいるんだよ。

[発言する人あり]

○黒澤健一委員 「等」とはなんぞや。

○今関公美委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 第8条に規定しております災害対策本部等の「等」につきましては、北本市長を想定しております。国や県からの出動要請につきましては、自治体の長に対して要請がございますので、この「等」につきましては、市長を想定しております。

あと、先ほどの派遣に関してなんですが、細かいやり取り、各自治体とのやり取りにつきましては、協定を締結させていただいております。その協定に基づきまして、職員をどのくらいの期間、何名派遣するかを規定させていただきますので、条例では細かくこの辺は規定しておりません。

○今関公美委員長 黒澤委員。

○黒澤健一委員 ありがとうございます。

最後に確認させていただきますけれども、対象は、あくまでも、市の職員だけであって、ボランティアについては、この条例では関与していないと、差があってもそれはそれでやむを得ないという条件、市の条例では払うものは払うと考えてよろしいわけですね。再度確認させていただきます。

以上。



○今関公美委員長 加藤課長。

○加藤 浩総務課長 こちらの条例につきましては、対象者は職員のみになりますので、この条例に規定する業務が発生した場合には、この条例を根拠に支給をさせていただくというものだけになります。

○今関公美委員長 ありがとうございます。

○黒澤健一委員 だから、ボランティアは支給しないんですかって。

○今関公美委員長 あくまでも職員。

○黒澤健一委員 ボランティアに関しては支給しませんって言えばいいでしょう。

○加藤 浩総務課長 追加答弁をさせていただきます。

○今関公美委員長 お願いします。

○加藤 浩総務課長 ボランティアにつきましては、こちらの条例の対象外とさせていただいております。

以上です。

○今関公美委員長 ほかに質疑ございますか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○今関公美委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第12号 北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、本案に賛成の委

員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○今関公美委員長 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議長から本委員会に付託されました議案4件の審査が終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任いただき、案を作成後皆様に配付し、御意見を伺いたいと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今関公美委員長 そのようにさせていただきます。

それでは、副委員長の閉会の挨拶をお願いいたします。

○岡村有正副委員長 以上で、総務文教常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時00分